

つくばみらい市告示第**142**号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 29 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準(平成 29 年つくばみらい市告示第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削る。

第 30 条中「第 27 条第 1 項」を「第 27 条」に改める。

第 31 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「第 27 条第 1 項」を「第 27 条」に改め、同条第 2 項を削る。

第 36 条を次のように改める。

第 36 条 削除

第 40 条中「第 27 条第 1 項」を「第 27 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(規則第11条第3号イの「おおむね200平方メートル以上」)

第31条 規則第11条第3号イに規定する「おおむね200平方メートル以上」については、第27条の規定を準用する。

(削る)

第36条 削除

(規則第13条第2項第1号の「おおむね200平方メートル以上」)

第40条 規則第13条第2項第1号に規定する「おおむね200平方メートル以上」については、第27条の規定を準用する。

(規則第11条第3号イの「おおむね200平方メートル以上」等)

第31条 規則第11条第3号イに規定する「おおむね200平方メートル以上」については、第27条第1項の規定を準用する。

2 規則第11条第3号イに規定する「やむを得ないと認めるとき」については、第27第2項の規定を準用する。

(規則第12条第2号の「やむを得ないと認めるとき」)

第36条 規則第12条第2号に規定する「やむを得ないと認めるとき」については、第27条第2項の規定を準用する。この場合において、「予定地」は、「従前の敷地及び改築又は増築に伴い拡張する敷地」とする。

(規則第13条第2項第1号の「おおむね200平方メートル以上」)

第40条 規則第13条第2項第1号に規定する「おおむね200平方メートル以上」については、第27条第1項の規定を準用する。

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準(平成29年つくばみらい市告示第36号)
新旧対照表

改正案	現行
<p>(規則第9条第3項第2号の「おおむね200平方メートル以上」<u> </u>)</p> <p>第27条 規則第9条第3項第2号に規定する「おおむね200平方メートル以上」とは、本市は近郊整備地帯であるため、165平方メートル以上とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(規則第9条第3項第2号の「おおむね200平方メートル以上」等)</p> <p>第27条 規則第9条第3項第2号に規定する「おおむね200平方メートル以上」とは、本市は近郊整備地帯であるため、165平方メートル以上とする。</p>
<p>(規則第10条第3項の「規則で定める要件」)</p> <p>第30条 規則第10条第3項に規定する「規則で定める要件」による予定地の面積、自己用住宅等については、<u>第27条</u> <u> </u> 及び第28条の規定を準用する。</p>	<p>2 規則第9条第3項第2号に規定する「やむを得ないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>予定地内に建築基準法第42条第2項の規定によるセットバックを行う土地が存する場合</u> (2) <u>予定地内にがけ地等宅地として利用できない土地が存する場合</u> (3) <u>予定地内に公共事業による買収予定の土地が存する場合</u> (4) <u>予定地周辺の土地が宅地化されている、予定地が一筆の土地である等の理由により、500平方メートルを若干超える土地を残しても当該土地の利用が困難であると認められる場合</u> (5) <u>予定地内に路地状敷地に該当する土地が存しており、路地状敷地以外の部分が前各号に該当する部分を除いて500平方メートル以下の場合</u> <p>(規則第10条第3項の「規則で定める要件」)</p> <p>第30条 規則第10条第3項に規定する「規則で定める要件」による予定地の面積、自己用住宅等については、<u>第27条第1項</u>及び第28条の規定を準用する。</p>